

契約監視委員会（第13回）議事概要

開催日時	平成25年8月2日（金）午前9時29分～午後0時08分	
場 所	衆議院第二別館5階 会計課入札室	
委 員	委員長 濱 正昭（公認会計士、税理士） 委 員 遠藤 隆志（財団法人公会計研究協会参与） 委 員 山口 剛史（公認会計士）	
議事概要	1. 入札及び契約手続の運用状況、指名停止の運用状況等についての報告 2. 抽出結果の報告 3. 抽出案件の説明及び質疑応答	
審議対象期間	平成24年10月1日から平成25年3月31日まで	
抽出案件	3件（合計）	
一般競争	2件	契約件名 衆議院LAN用サーバ機器一式（平成24年度更改分の借入） 契約相手方 東日本電信電話株式会社 契約金額 98,242,200円 契約締結日 平成24年10月18日
		契約件名 職員宿舍外耐震診断等業務 契約相手方 株式会社相和技術研究所 契約金額 12,600,000円 契約締結日 平成24年12月26日
随意契約	1件	契約件名 議長公邸屋根改修・太陽光発電設備設置その他工事 契約相手方 大成建設株式会社 契約金額 62,370,000円 契約締結日 平成24年12月26日
委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

お問い合わせ先 衆議院事務局庶務部会計課 電話 03-3581-5111（代表） 内線 34340

(別紙)

意見・質問	回 答
<p>〔案件1〕</p> <p>契約件名 衆議院LAN用サーバ機器一式（平成24年度更改分の借入）</p> <p>契約相手方 東日本電信電話株式会社</p> <p>契約金額 98,242,200円</p> <p>契約締結日 平成24年10月18日</p> <p>・ 予定価格の算定方法は。</p> <p>・ 参考見積書を徴取した者の中に、契約相手方は含まれているのか。</p> <p>・ 本件は、かなり低い落札率となっているが、契約相手方から理由を聞いているか。</p> <p>・ 契約相手方が一番安価な参考見積書を提示してきたのか。</p> <p>・ 契約相手方が参考見積書の金額よりかなり低い金額で入札したということは、この入札自体競争性があり、多数が参加しやすかったということか。</p> <p>・ 意見招請の資料や入札説明書を取りに来た者は多数であったが、実際入札したのは契約相手方のみとなっている。仕様書には、参加を制約するような条件等が記載されていたのか。</p> <p>・ 既存設備との接続部分に関して制約があると考えるか。</p> <p>・ 本件は、特段制約を付していないが、結果として1者入札となったと考えるか。</p>	<p>・ 予定価格は、参考見積書を3者から徴取し、その中で一番安価な見積もりを採用した。それを基に、物品費、保守費それぞれ査定率を掛けて算定している。</p> <p>・ 含まれている。</p> <p>・ 特に聞いていない。</p> <p>・ そうである。</p> <p>・ 機器の借入だけなので、機器が用意できれば、どのような者でも参加できたと思う。</p> <p>・ 制約になっているかはわからないが、設置するスペースの関係上、機器の大きさを規定した以外、仕様書には、借入機器の必要性能等しか記載していない。</p> <p>・ 一般的な機器の調達ということを心掛けているので、制約はないと思っている。</p> <p>・ そう考える。 今後の参考のため、入札に参加の者に対しアンケート調査を行った。その回答内容は、「仕様を全て満たす対応が困難」が3者の他、「機器の価格競争で落札の見通しが立たない」、「入札日までに調達が可能</p>

意見・質問	回 答
<p>・「仕様を全て満たす対応が困難」と回答した3者にとっては、困難だと捉えていた要因があるのではないか。</p> <p>・本件は機器の更改となっているが、前回更改した時期はいつか。</p> <p>・何年毎に更改するという取り決めはあるのか。</p> <p>・意見招請の中で、システム全体の概要や現場の状況の情報提供を求められていたが、全体の概要等を理解しないと、業者としては、入札に参加しづらいのではないか。</p> <p>・競争性があったにもかかわらず1者入札となったのは、発注者側と受注者側とで仕様に対する認識の相違があったことが要因だと思われる。</p> <p>機器借入のみで既存設備との接続等作業が不要であることを、もっと明確に仕様書に記載する必要があったのではないか。仕様書の作成に当たっては、表現の工夫等、検討の余地があるのではないか。</p> <p>(意見)</p> <p>・借入機器の調達であるにもかかわらず、発注者側の意図が受注者側に正確に理解されていない。本件は、既存システムの一部更改であり、仕様書において調達範囲、既</p>	<p>な業者と連携が取れなかった」、「サービス提供がメインであるため、物品の調達のみでは参加不可能」などであった。</p> <p>・要因はわからないが、その3者の中には、提携している機器提供会社では仕様を満たす機器を用意することができなかったという者があった。</p> <p>・4年前である。</p> <p>・取り決めは特にない。</p> <p>4年間借入が基本となっているので、期間満了を区切りになっている。借入は複数年契約になるため国庫債務負担行為となり、その契約期間は最大5か年度以内と定められているが、年度途中での契約のため、借入期間を4年間とした。また、4年も経てば機器も陳腐化し、最新機器を使用する方が効率も良いので、状況を見ながらその都度予算要求をして調達している。</p> <p>・本件は、借入機器を調達するだけであり、既存設備との接続等作業は行わないので、システム全体の概要等の情報提供は必要ないと考え、入札説明会においてもその旨、説明している。</p> <p>・仕様書における業務の明確化については工夫できる余地があるか検討したい。</p>

意見・質問	回 答
<p>存システムとの管理区分を明確に、もう少しわかりやすく記載すべきではないか。</p> <p>今後、複数者が参加しやすいよう入札説明会での説明方法や仕様書の記載方法等を工夫し、条件整理を行ってほしい。</p>	
<p>〔案件２〕</p> <p>契約件名 職員宿舎外耐震診断等業務 契約相手方 株式会社相和技術研究所 契約金額 12,600,000円 契約締結日 平成24年12月26日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入札の状況は。 ・ 1回目の入札で最低価格であった者は契約相手方か。2回目は入札したのか。 ・ 各者の入札金額が近似であったが、仕様書において指定した業務内容が具体的、あるいは標準的な仕様であったのか。 ・ 耐震診断業務は、建物に穴を開けるといった現場での作業を伴う調査を行ったのか。 ・ 過去に耐震診断業務を行ったことはあるのか、その際の入札状況は。 ・ 本件で技術者に求めた競争参加資格要件はどのようなものか。 ・ 耐震改修工事実施設計業務とあるが、事前にその箇所の耐震診断業務を行っての結果か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1回目の入札は5者が参加し、全者が予定価格を超える入札金額であった。2回目の入札では、2者が辞退し、残り3者で入札を行い、契約相手方が落札した。 ・ 契約相手方とは違う者である。2回目も入札している。 ・ そう思われる。 耐震診断業務と耐震改修工事実施設計業務を求めているが、対象となる建物の用途等も一般的な庁舎等と同等のもので特別難しいものではない。 ・ 現場でサンプル採取を行った。 診断方法については、広く使われている数種類の工法があるが、仕様書において具体的に指定している。 ・ 過去にも発注実績はあり、本件と同様に複数者による入札であった。 ・ 耐震診断業務と耐震改修工事実施設計業務を行うので、双方の実績を求めている。 設計業務の資格は、建物の規模から一級建築士を求め、実績は、当該改修方法・規模の工事が実行できうるであろう実績事例を求めた。 ・ そのとおりである。 24年度に耐震診断業務を行った結果、耐震性能が不足していることがわかり、改

意見・質問	回 答
<p>・ 12月10日に入札公告を行い、同月14日を競争参加資格確認申請書等の提出期限としているが、十分な期間であったのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 落札率が非常に高い案件であったが、契約手続については適切に行われたものと思われる。</p> <p>競争参加資格確認申請書等の提出期間は、より余裕をもった日程とし、今後も、過剰な資料要求とならないようにしてほしい。</p>	<p>修が必要となったため具体的な実施設計に至った。</p> <p>・ 業者に提出を求めた申請書等は、実績が確認できる契約書の写しや免許の写し等が主で、新たに作成するような書類はほとんどないので、この期間で十分であると判断した。</p>
<p>[案件3]</p> <p>契約件名 議長公邸屋根改修・太陽光発電設備設置その他工事</p> <p>契約相手方 大成建設株式会社</p> <p>契約金額 62,370,000円</p> <p>契約締結日 平成24年12月26日</p> <p>・ 2回公告入札しても落札者が決まらなかった要因は。</p> <p>・ 被災地に復旧工事が集中している影響で、配置できる技術者が相当逼迫している状況にあるのか。</p> <p>・ 随意契約とした理由は。</p>	<p>・ 落札者が決まらなかった要因として考えられるのは、初度及び再度公告入札とも1者入札であり、競争性が発揮されなかったことである。</p> <p>1者入札の背景としては、東日本大震災の被災地に工事が集中している影響等で配置できる技術者が不足していることが考えられる。</p> <p>・ 国土交通省の統計によると、東日本大震災に係る復旧工事において、東北地方に工事が集中していることが判明しており、また、実際に業者にヒアリングしても、技術者が不足しているという意見が多数である。</p> <p>・ 議長公邸におけるレセプション等のスケジュールの都合上、再々度公告入札は困難であり、年度内に工事を完了させるために</p>

意見・質問	回 答
<p>・ 予定価格を定めるにあたり参考とした資料は標準的なものか。予定価格に問題はなかったのか。</p> <p>・ 初度の入札に参加したのは契約相手方か。</p> <p>・ 初度及び再度の入札において入札説明書を取りに来た者の数は。</p> <p>・ 初度と再度の入札公告で見直した部分はあるか。</p> <p>・ 契約相手方と随意契約した経緯は。</p> <p>・ 入札参加者が入札金額を適切に積算できるよう、仕様書において要求水準以上の過剰品質を求めないことを記載することはできないのか。</p> <p>(意見)</p> <p>・ 再度入札公告の開札時に不調となった要因は、業者側が発注者側の要求水準を超えるような積算をしていたからである。</p> <p> 今後は、仕様書よりも過剰な品質を求めていることを説明していくなどの工夫が必要になるのではないか。</p> <p> また、東日本大震災後における東北地方での工事増加により技術者不足が問題となっているので、余裕をもった日程で入札手続を進めるなど工夫してはいかがか。</p>	<p>は、随意契約する必要があった。</p> <p>・ 公表されている積算資料等により積算を行ったので、予定価格に問題はない。</p> <p>・ 別の者である。</p> <p>・ いずれの入札も参加した1者だけである。</p> <p>・ 参加者を増やすため、競争参加資格要件のランクの幅を広げた。</p> <p>・ 辞退せずに最後まで入札してきたことから、工事を受注する意欲があると判断し、随意契約の交渉をした。その際、工事内訳書の提示を求め、確認したところ、議長公邸という特殊施設での工事に伴うリスク管理費として、仕様書に定める要求水準よりも過剰な品質で積算していた。過剰な品質について不要である旨を伝え、改めて積算をしてもらった結果、契約金額は予定価格の範囲内となった。</p> <p>・ 発注者としては、設計図書等に記載のとおり積算をするものと考えており、通常は想定し得ない内容についての記載はしていない。</p>